



会長	副会長		庶務理事	会計理事	事務局長
次長	課長	課長代理	係長	担当	受付
					

日医発第 1949 号 (情シ)
令和 8 年 3 月 9 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

日本医師会サイバーセキュリティ支援制度について (周知依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

2025 年 8～10 月にかけて、日医総研が全国の医師会共同利用施設に対して実施したアンケート調査につきましては、各都道府県医師会にもご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

同調査の結果は、日医総研ワーキングペーパー「医師会共同利用施設のサイバーセキュリティ：医師会病院と健診・検査センター・複合体の実態」として、2026 年 3 月 3 日に公開されております。その結果の 1 つとして、2022 年 6 月に創設しました日本医師会サイバーセキュリティ支援制度の認知状況が明らかとなったことを踏まえまして、日本医師会サイバーセキュリティ支援制度について、改めて周知いたします。

日本医師会サイバーセキュリティ支援制度では、

- ・サイバー攻撃 (サポート詐欺の画面が表示された等の軽微なトラブルからランサムウェアに感染した等の重大なトラブルまで) を受けた際の緊急時に相談できる相談窓口 (日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口 (緊急相談窓口))
- ・医療法に基づく立入検査の際に医療機関のセキュリティ対策状況の確認に用いられる、「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」の内容をより分かりやすく解説した実践ガイド、その中で作成すべき体制図や規定のひな型
- ・上記のチェックリストや実践ガイドの不明点の確認等、平時のサイバーセキュリティ対策の相談ができる相談窓口 (日本医師会セキュリティガイドライン相談窓口)

などを提供しております。医療機関のサイバーセキュリティ対策の一助として、是非ご活用いただければと存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の都市区等医師会および医師会共同利用施設の関係者、ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【日本医師会サイバーセキュリティ支援制度について】

日本医師会サイバーセキュリティ支援制度では下記のサービスを提供しており、日本医師会 A①会員および A①会員が開設・管理する医療機関（医師会共同利用施設含む）または介護サービス施設・事業所の従業員が追加費用無くご利用いただけます。

- ①日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）
- ②セキュリティ対策強化に向けた無料サイト（Tokio Cyber Port）の活用
- ③日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度
- ④医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストの実践ガイドおよびセミナー動画の提供
- ⑤日本医師会セキュリティガイドライン相談窓口
- ⑥「医療情報システムの契約における当事者間の役割分担等に関する確認表」に関する解説動画の提供

日本医師会サイバーセキュリティ支援制度の詳細につきましては、日本医師会メンバーズルームをご確認ください。

- 日本医師会サイバーセキュリティ支援制度【会員限定メンバーズルーム】

https://www.med.or.jp/japanese/members/info/cyber_shien.html

※上記ページのアクセスには日医会員用アカウントが必要です。



【日医総研ワーキングペーパー（医師会共同利用施設のサイバーセキュリティ：医師会病院と健診・検査センター・複合体の実態）】

当該ワーキングペーパーは下記サイトに掲載されております。

<https://www.jmari.med.or.jp/category/result/working/>

ワーキングペーパーNo. 501

【別添資料】

- ・サポート詐欺の注意喚起のチラシ

サポート詐欺に ご注意ください!



インターネット閲覧中、突然ウイルス感染の警告画面が表示され警告音が鳴ることがありますが

これらは偽の警告です!

表示された連絡先には決して電話しないでください!

画面の消し方が分からない等お困りの方は、裏面でご案内している



0120-179-066

(日本医師会サイバー
セキュリティ対応相談窓口)

までお電話ください。



サポート詐欺とは

インターネット閲覧中に、「ウイルスに感染した」等の警告画面を表示させたり、警告音で不安を煽ることで閲覧者を偽のサポート窓口へ連絡させ、有料のサポート契約で金銭を騙し取ったり、セキュリティソフトを装った遠隔操作ソフトをインストールさせてアカウントの乗っ取り等を行う手口のことです。

安心・安全の

日本医師会

サイバーセキュリティ支援制度

をぜひご活用ください。

制度概要
動画は
こちら!



詳しくは裏面をご覧ください。

日本医師会「サイバーセキュリティ支援制度」

制度対象者

日本医師会A①会員(会員が開設・管理する医療機関等の職員も利用・問い合わせ可能)



日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口(緊急相談窓口)

サイバーセキュリティに関する日常の些細なセキュリティトラブルから重大トラブルまで、幅広く相談することができます。

無料・何度でも

0120-179-066(6時~21時、年中無休)



セキュリティ対策強化に向けたサイト

サイバーセキュリティ情報発信ポータルサイト「Tokio Cyber Port」を利用することができます。

サイバーセキュリティに関する最新のニュースやコラムを閲覧できるほか、標的型攻撃メール訓練や各種マニュアル・テキストが提供されているため、職員の研修等に活用することができます。



無料(一部有償サービスあり)

<https://tokiocyberport.tokiomarine-nichido.co.jp/cybersecurity/s/>



サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

日本医師会A①会員が開設・管理する医療機関等がサイバー攻撃の被害を受けた場合、もしくはサイバー攻撃に起因しない個人情報漏えいが発生した場合、初期対応を支援する費用として一時金をお支払いします。

※内部犯罪に起因した案件は支払対象外

- 1 サイバー攻撃を受けた場合…10万円
- 2 サイバー攻撃を受けた影響により、1日以上休業^(※1)した場合…休業日数×10万円(最大30万円)
(①に追加でお支払い)
- 3 サイバー攻撃に起因する個人情報漏えいの発生…10万円
- 4 サーバー攻撃に起因しない個人情報漏えいの発生…5万円

(※1)休業の定義について:サイバー攻撃を受けたことにより、新規患者(初診料の算定対象)の診察業務を一切停止した場合も「休業」として補償対象とします(再診等その他の診察を実施していても休業と見なします)。

※一時支援金の支払いにあたっては、①~③は厚生労働省への届出もしくは日本医師会への届出を、④は個人情報保護委員会への再発防止策を講じた報告かつ漏えいした本人へ通知することを要件とします。



「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」・「サイバーセキュリティ対策チェックリスト」等に関する支援

1

日本医師会セキュリティガイドライン相談窓口

厚生労働省策定の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」・「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」や、それらに付随するセキュリティ対策に関する相談をすることができます。

無料・何度でも

0120-339-199

(9時~18時、土・日・祝日・年末年始を除く)

2

医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストの実践ガイドおよびセミナー動画の提供

「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」を効率的に実施するための解説資料・動画を提供しています。今後のセキュリティ対策および立入検査対策にもご活用ください。

※不明点等があれば①の「日本医師会セキュリティガイドライン相談窓口」へお問い合わせください。

3

医療情報システムの契約における当事者間の役割分担等に関する確認表Part1の解説動画の提供

セキュリティ対応において、事業者と協働する際に、特に医療機関が主体となっていくべき対策を解説した動画を提供しています。

本支援制度について、詳しくは下記をご確認ください。

【本制度の詳細について】

日本医師会ホームページおよびメンバーズルームをご覧ください。

<https://www.med.or.jp/doctor/sys/cybersecurity/001566.html>



【本制度全般に関するお問い合わせ先】

日本医師会情報システム課

TEL : 03-3942-6135

FAX : 03-3946-6295

E-mail : josys@po.med.or.jp